

「指定介護老人福祉施設」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(福岡市指定 第 4071200325 号)

当施設は入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

社会福祉法人 筑前早良福祉会
特別養護老人ホーム 愛信園
(令和6年8月1日改定)

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）	8
7. 残置物引取人	10
8. 苦情の受付について	10
9. 再契約の必要な場合	11
〈重要事項説明書付属文書〉	13

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 筑前早良福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 福岡県福岡市西区大字吉武 297 番地 |
| (3) 電話番号 | 092-812-3362 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 津田鶴太郎 |
| (5) 設立年月日 | 平成元年 7 月 26 日 |

2. ご利用施設

- | | |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設 |
| (2) 施設の目的 | 適切な看護、介護サービスを提供し、高齢者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持及び家族の心身的、精神的負担の軽減を図るための生活支援をすることを目的とする。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 愛信園 |
| (4) 施設の所在地 | 福岡県福岡市西区大字吉武 297 番地 |
| (5) 電話番号 | 092-812-3362 |
| F A X | 092-811-1990 |
| (6) 施設長氏名 | 津田市三郎 |
| (7) 当施設の運営方針 | ○開かれた施設として地域とのふれあいを積極的に推進し、常に入所者の立場に立ち、日常生活全般にわたって温かく質の高い総合的な介護サービスの提供を行います。
○施設職員は常に研鑽に励み資質の向上を図り、加えて施設のもてる諸機能を多面的、効率的に活用し、入所者が快適で安心して日々の生活を送られる施設づくりに努めます。 |
| (8) 開設年月日 | 平成 2 年 7 月 1 日 |
| (9) 入所定員 | 100 人 |

3. 居室の概要

当施設（以下事業所という。）では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、入所者の心身の状況や居室の状況により契約者及びご家族と協議のうえ決定いたします。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	22室	一般12室・認知症10室
多 床 室	二人部屋	8室
	4人部屋	18室
合計	48室	一般33室・認知症15室
食堂	3室	（主な設置機械）姿勢矯正器・メドマー・ホットパック 滑車・移動式平行棒・肋木運動器 他
機能訓練室	4室	
浴室	3室	一般浴室・特殊浴室
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者及び入所者より居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き

状況により事業所でその可否を決定します。又、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとなります。

☆居室に関する特記事項:トイレ、洗面台は1階(桜棟)の各室には設置されていません。フロアーに設置していますので共用となります。2階の4人部屋については、トイレ、洗面台を設置し1人部屋についても一部に設置しています。2人部屋は居室に設置されていませんので、フロアーでの共用となります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、以下の指定基準を遵守しています。

当事業所における職員配置の実数は事業所内に掲示しています

職 種	指定基準
1. 施設長	1名以上
2. 生活相談員	1名以上
3. 介護支援専門員	1名以上
4. 介護職員	34名以上
5. 医師	1名以上
6. 看護職員	4名以上
7. 機能訓練指導員	1名以上
8. 栄養士	1名以上

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 施 設 長	常勤勤務
2. 生活相談員	常勤勤務
3. 介護支援相談員	常勤勤務
4. 介 護 職 員	標準的な勤務時間における最低配置人員(原則) 早出 7:00 ~ 16:00 5名 日勤 9:00 ~ 18:00 4名 遅出 10:30 ~ 19:30 5名 夜勤 16:30 ~ 9:30 6名
5. 医 師	毎週2回 10:00~12:00(原則)
6. 看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員(原則) 早出 7:00 ~ 16:00 1名 日勤 8:30 ~ 17:30 1名 遅出 10:00 ~ 19:00 1名
7. 機能訓練指導員	常勤勤務
8. 管 理 栄 養 士	常勤勤務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

提供するサービスについては、

- (Ⅰ) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険基準サービス）
- (Ⅱ) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険基準外サービス）

があります。

(Ⅰ) 当事業所が提供する介護保険基準サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常 7～9 割が介護保険から給付され、差額及び居住費、食費については契約者の負担となります。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食 事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養面及び入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています

（食事提供時間）

朝 食：8:00～ 昼 食：12:00～ 夕 食：17:30～

③入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。但し入所者の状況により回数が増えることがあります。
- ・寝たきり等で座位のとれない方は特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④排 泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。また嘱託医師により、週2回の診察日を設けております。
- ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
- ・入所者が事業者と提携している協力病院に通院される場合は、事業者が介添えますが、入所者又はその家族が希望される協力病院以外の医療機関については、介添えできないことがあります。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。
- ・規則正しい生活及び安全で快適な生活が送れるように支援します。
- ・残存機能の活用を重視しながら、機能訓練や生活リハビリを行い、個人の能力を導くと共に維持出来るよう支援します。

〈サービス利用料金（1日あたり）（契約書第6条参照）

下記の料金表により、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付額を除いた金額（サービス利用に係る自己負担額）と居室及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払ください。

入所者介護福祉サービス費

＜令和6年8月1日から適用＞

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	589	659	732	802	871
個別機能訓練加算Ⅰ	12	12	12	12	12
看護体制加算Ⅰ-2	4	4	4	4	4
看護体制加算Ⅱ-2	8	8	8	8	8
夜勤職員配置加算	16	16	16	16	16
日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36
精神科医師療養指導加算	5	5	5	5	5
科学的介護推進加算Ⅱ※	50	50	50	50	50
個別機能訓練加算Ⅱ※	20	20	20	20	20
自立支援促進加算※	280	280	280	280	280
協力医療機関連携加算※	100	100	100	100	100
高齢者施設等感染症対策連携加算Ⅰ※	10	10	10	10	10
認知症チームケア推進加算※	120	120	120	120	120
生産性向上推進体制加算Ⅱ※	10	10	10	10	10
褥瘡マネジメント加算Ⅰ※	13	13	13	13	13
単位小計	21,373	23,543	25,806	27,976	30,115
介護職員処遇改善加算(14%)	2,992	3,296	3,613	3,917	4,216
①単位総合計(月)	24,365	26,839	29,419	31,893	34,331
金額(①×10.45円)	254,614	280,467	307,428	333,281	358,758
自己負担額(1割)(単位:円)	25,462	28,047	30,743	33,329	35,876
自己負担額(2割)(単位:円)	50,923	56,094	61,486	66,657	71,752
自己負担額(3割)(単位:円)	76,385	84,141	92,229	99,985	107,628

・表中の※は、月1回の算定になります。

・治療が必要な方は、嘱託医の指示書に基づき提供し、療養食加算が算定されます。(1食約7円)

※以下の加算については、該当の事由により算定されます。

	単位	日数	単位計	金額(円)	自己負担(1割) (単位:円)	自己負担(2割) (単位:円)	自己負担(3割) (単位:円)
退所時栄養情報連携加算	70		70	731	74	147	220
退所時情報提供加算	250		250	2,612	262	523	784
看取り加算Ⅰ	死亡日45日前～31日前	72	15	1,080	7,951	15,901	23,851
	死亡日30日前～4日前	144	27	3,888			
	死亡日前々日・前日	680	2	1,360			
	死亡日	1,280	1	1,280			
新興感染症等施設療養費	240	5	1,200	12,540	1,254	2,508	3,762

食費		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	日額(円)		300	390	650	1,360
月額(円)		9,300	12,090	20,150	42,160	44,795
居住費		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	日額(円)		0	430	430	430
月額(円)		0	13,330	13,330	13,330	28,365

※上記は全て31日で計算しております。

上記金額は凡その金額です。入所日数、端数処理により若干の前後があります。

(個別加算)

- ・医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供する場合は、一食当たり別途6単位加算されます(療養食加算)。
- ・嚥下困難で主治医の指示により管理栄養士の計画書に基づき特別な食事(ゼリー食等)と提供する場合は別途400単位加算されます(開始から6ヶ月)。但し6ヶ月以降も主治医の判断によりゼリー食を提供する場合は、加算を継続します(経口維持加算I)
- ・看取り介護を実施した場合は、別途加算があります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合等、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆入所者が入院又は外泊をされた場合には、居住費として下記の利用料金をお支払いいただけます。(契約書第19条、第22条参照)

1. 病院又は診療所に入院の場合(1日につき)	370円
2. 一時外泊の場合	無料

※上記については、入院の翌日より6日間は、介護保険基準サービス(1日:246単位加算)となり、7日目以降は介護保険基準外サービスの扱いとなります。

※外泊が長期になる場合には、別途協議とします。

〈介護保険基準サービス 利用料金の支払方法〉(契約書第6条参照)

1か月毎に計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。(1か月に満たないサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|--|
| ア. 指定口座からの引き落とし(福岡・佐賀・長崎に本社を構える金融機関、JAバンク) |
| イ. 口座振り込み(ご利用者名でお振込み下さい) |
| ウ. 窓口での現金払い |

(II) 当事業所が提供する介護保険基準外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事(酒を含みます。)

ご契約者及び入所者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金:要した費用の実費相当。

② 理髪サービス

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金:要した費用の実費相当。

③ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者及び入所者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただくことがあります。

主なレクリエーション行事等

- ・バスハイク
- ・園内喫茶
- ・運動会
- ・お花見
- ・納涼大会
- ・演芸会
- ・敬老会
- ・ミュージックセラピー
- ・誕生会

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用-実費

日常生活品等の購入代金をご負担いただきます。(例:衣類、煙草等嗜好品など)
おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥契約書第 20 条に定める所定の料金

入所者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る居室使用料。

☆上記①～⑥については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、上記金額は相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

〈介護保険基準外サービス 利用料金の支払方法〉(契約書 第 6 条参照)

上記③については、(I) と合わせてご請求します。

それ以外については、利用料のご請求と合わせて請求致しますので、上記のお支払方法でお願いします。

(Ⅲ) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関 (順不同)

医療機関の名称	まつおクリニック TEL 092-833-0333
所在地	福岡市早良区原 5 丁目 3 番 6 号
診療科	内科・外科 他
医療機関の名称	医療法人西福岡病院 西福岡病院 TEL 092-881-1331
所在地	福岡市西区生の松原 3 丁目 18 番 8 号
診療科	内科・呼吸器科・循環器科・消化器科・整形外科 他
医療機関の名称	医療法人聖峰会 マリン病院 TEL 092-883-2525
所在地	福岡市西区小戸 3 丁目 55-12
診療科	内科・外科・循環器科・整形外科・リハビリテーション科
医療機関の名称	医療法人財団華林会 村上華林堂病院 TEL 092-811-3331
所在地	福岡市西区戸切 2-14-45
診療科	内科・外科・循環器科・消化器科・呼吸器科・整形外科
医療機関の名称	医療法人社団飯盛会 倉光病院 TEL 092-811-1821
所在地	福岡市西区大字飯盛 510
診療科	歯科・内科・精神科
医療機関の名称	猿田皮膚科医院 TEL 092-811-0437
所在地	福岡市西区壱岐団地 136-9
診療科	皮膚科

医療機関の名称	医療法人貴愛会 分山眼科医院	TEL 092-883-1700
所在地	福岡市西区姪浜 2-1-33	
診療科	眼科	
医療機関の名称	のぞみ歯科 空港東 (往診)	TEL 092-937-5900
所在地	福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻 501-13	
診療科	歯科	
医療機関の名称	のぞみ歯科 福重 (往診)	TEL 092-883-552
所在地	福岡市西区拾六町 1-19-20	
診療科	歯科	
医療機関の名称	医療法人福西会 福西会病院	TEL 092-861-2780
所在地	福岡市早良区野芥 1-2-36	
診療科	外科・内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・泌尿器科 他	
医療機関の名称	医療法人こざわ眼科クリニック	TEL092-801-0040
所在地	福岡市早良区有田 5-24-30-1F	
診療科	眼科	
医療機関の名称	医療法人博仁会 福岡リハビリテーション病院	TEL 092-812-1880
所在地	福岡市西区野方 7-770	
診療科	整形外科・内科・脳神経外科・神経内科 他	
医療機関の名称	医療法人紫陽 ここからクリニック	TEL 092-833-2939
所在地	福岡市早良区原 6-29-39	
診療科	精神科・心療内科	
医療機関の名称	医療法人社団 天佑会 きむらしろうクリニック	TEL 092-892-4600
所在地	福岡市西区福重 5 丁目 19-8	
診療科	内科・消化器内科・放射線科	
医療機関の名称	医療法人社団 誠和会 牟田病院	TEL 092-865-3661
所在地	福岡市早良区干隈 3 丁目 9 番 1 号	
診療科	内科・泌尿器科・整形外科・緩和ケア	

6. 事業所を退所していただく場合 (契約の終了について)

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

(契約書第 14 条参照)

- ①要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）
 契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所よりの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに事業者にご通知ください。
 ただし、以下の場合には、即時に解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ①介護保険基準外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入所者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）
 以下の事項に該当する場合には、当事業所より退所していただくことがあります。

- ①ご契約者及び入所者が、契約締結時に入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入所者が、連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（下記参照）
- ⑤入所者が、介護老人保健施設に入所した場合、もしくは他の老人福祉施設に入所した場合

*入所者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 19 条参照）

当事業所入所中に、医療機関等への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3 か月以内の入院の場合

3 か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。
 但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

② 3 か月以内の退院が見込まれない場合

3 か月以内に退院が見込まれない場合には、契約を解除します。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

入所者が当事業所を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者は入所者の心

身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第 21 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当事業所に残された入所者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。通常は、契約者に残置物引取人となっていただきます。

当事業所は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）

【職名】 施設長 津田市三郎（苦情解決責任者）
生活相談員 工藤広大

- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～18:00

- 電話番号 092-812-3362

(2) 行政機関その他苦情受付機関（福岡市、各区役所、介護保険担当課）

福岡市西区役所	電話番号：092-895-7067 FAX：092-881-5874
福岡市城南区役所	電話番号：092-833-4106 FAX：092-822-2133
福岡市早良区役所	電話番号：092-833-4356 FAX：092-846-8428
福岡市中央区役所	電話番号：092-714-2131 FAX：092-714-2131
福岡市東区役所	電話番号：092-631-2131 FAX：092-631-2131
福岡市南区役所	電話番号：092-561-2131 FAX：092-561-2130
福岡市博多区役所	電話番号：092-441-2131 FAX：092-452-6735
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険介護サービス相談係	電話番号 092-642-7800 F A X 092-642-7857
福岡県社会福祉協議会 福祉振興部相談課 運営適正化委員会	電話番号 092-915-3511 F A X 092-584-3354

また、ご意見箱（苦情受付箱）を事業所内に設置しています。

対応方法は、別紙「契約者及び入所者からの相談又は苦情を処理する為に講ずる措置の概要」に記載しています。

* 養介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市相談窓口 TEL 092-711-4319

9. 再契約の必要な場合

- (1) 介護保険制度等の大幅な改訂が行われた場合
- (2) 契約者がその義務を履行できなくなった場合
- (3) 契約者と事業者との協議により、契約者を変更することが妥当と判断された場合

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

[説明者]

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 愛信園
生活相談員 氏 名.....㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に納得・了解し
下記に署名、捺印を行ないます。

契約者住所 _____

氏 名 _____㊞

電 話 番 号 _____

入所者氏名 _____㊞

入所者との関係
(続 柄) _____

緊急時の連絡先
住 所 _____

氏 名 _____

TEL(携帯) _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階
- (2) 建物の延べ床面積 4,090.14 m²
- (3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

- [短期入所生活介護] 平成12年3月28日指定 福岡市4071200325号 定員10名
- [通所介護] 平成12年3月6日指定 福岡市4071200515号 定員20名
- [居宅介護支援事業] 平成14年10月1日指定 福岡市4071200739号

- (4) 事業所の周辺環境

飯盛山、脊振連峰などの山々を望み日向川のほとりに位置し、閑静な見晴らしの良い丘陵地からは、北東に福岡市街を一望できる豊かな環境のもとで、お年寄りが安心して過ごせる施設です。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

施設長……………	施設全般の一元的統括業務を行います。 1名（他事業所兼務）
生活相談員………	入所者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 2名（1名専従、1名兼務）の生活相談員を配置しています。
介護支援専門員…	入所者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。 2名（1名専従、1名兼務）の介護支援専門員を配置しています。
介護職員……………	入所者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 3名の入所者に対して1名以上の介護職員又は看護職員を配置しています。
医 師……………	入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 2名の嘱託医師を配置しています。
看護職員……………	主に入所者の健康管理や療養上のお世話をしますが、日常生活上の介護、介助も行います。 4名以上の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員…	入所者の機能訓練を担当します。 2名（1名専従、1名兼務）の機能訓練指導員を配置しています。
栄養士……………	入所者の栄養管理および援助・指導、給食に関する指導管理業務を行ないます。 1名の栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第2条参照）

- ①当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及び入所者の意向を組入れて作成し、その内容について契約者及び入所者等に説明し、同意を得たうえで決定します。

- ③施設サービス計画は、要介護認定有効期間に1回、また入所者の身体的及び精神的に著しい変化があった場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画についての変更の必要の要・否を調査させ、変更の必要のある場合には、ご契約者及び入所者等と協議して、施設サービス計画を変更いたします。
- ④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者及び入所者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当事業所では、入所者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上入所者から聴取、確認します。
- ③入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④入所者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入所者又は他の入所者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入所者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
ただし、入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供します。
また、入所者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として、持ち込むことができません。

危険物、ペット、薬物

その他については事務所までご相談下さい。

(2) 面 会

面会時間 9:00～21:00

* 来訪者は、必ずその都度、玄関に備え付けの「面会者名簿」にご記入ください。

* 食べ物等の持ち込みは、必ず職員に申し出てください。

(3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出・外泊をされる場合には、事前にお申し出下さい。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、又わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊

したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか。又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- 入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要性があると認められる場合には、入所者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。

ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- 当事業所の職員や他の入所者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、

(1) 事故発生時

入所者の心身の安全を第一とし、その為に必要な処置を事故発生対応マニュアルに沿って行ないます。

必要に応じ家族への連絡、関係機関への連絡を速やかに行ないます。

(2) 事後処理

事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者又は入所者に故意または過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減ずる場合があります。

7. 非常災害時の対策

(1) 防火管理者

片山唯信

(2) 非常時の対応

別途定める「特別養護老人ホーム愛信園 消防計画」により対応を行います。

(3) 近隣との協力関係

吉武自衛消防団と非常時の相互応援を約束しています。

(4) 避難訓練

消防計画により、年 2 回の訓練を実施しています。

(5) 消防設備

スプリンクラー・屋内消火栓・自動火災報知器・消火器・誘導灯等を設置し、安全点検等定期的に実施しています。又、カーテン等は防災性能のある物を使用しています。

8. その他 第三者評価の有無・・・無